

諮問第1号

退職手当支給制限処分に係る審査請求に関する諮問について

長崎県教育委員会が行った退職手当支給制限処分について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第4条第1号の規定に基づき次のとおり審査請求があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第206条第2項の規定により諮問する。

令和5年3月2日提出

長崎県知事 大石賢吾

- 1 審査請求人 長崎県大村市 元公立学校教頭
- 2 処分庁 長崎県教育委員会
- 3 審査請求の年月日 令和3年12月23日
- 4 事案の概要

(1) 審査請求人は、令和2年12月11日午後7時頃から午後10時20分頃まで、大村市内の飲食店において、職場の同僚2名と飲酒した後、運転代行を利用し、帰宅の途についたが、自宅の最寄りの駅に向かうよう伝えた後、自宅まで誘導できず、運転代行業者に、同駅付近の空き地右側の道路上に車両を停車するよう指示した。その後、運転代行業者が去った午後10時40分頃から午後11時25分頃までの間に、自宅に帰るために同車両を運転し、直後に道路脇の空き地へ脱輪させた。

(2) 処分庁は、令和3年10月8日付けで、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項第1号及び第3号により懲戒免職処分を行うとともに、職員の退職手当に関する条例（昭和29年長崎県条例第8号）第12条第1項の規定により、一般の退職手当等16,731,991円の全部を支給しないとする処分を行った。

- 5 審査請求の趣旨

処分庁が審査請求人に対して行った一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を不服として、その取消しを求める。

(提案理由)

行政不服審査法第2条及び第4条第1号に基づく審査請求について、地方自治法第206条第2項の規定により、議会に諮問する必要がある。これが、この案

を提出する理由である。